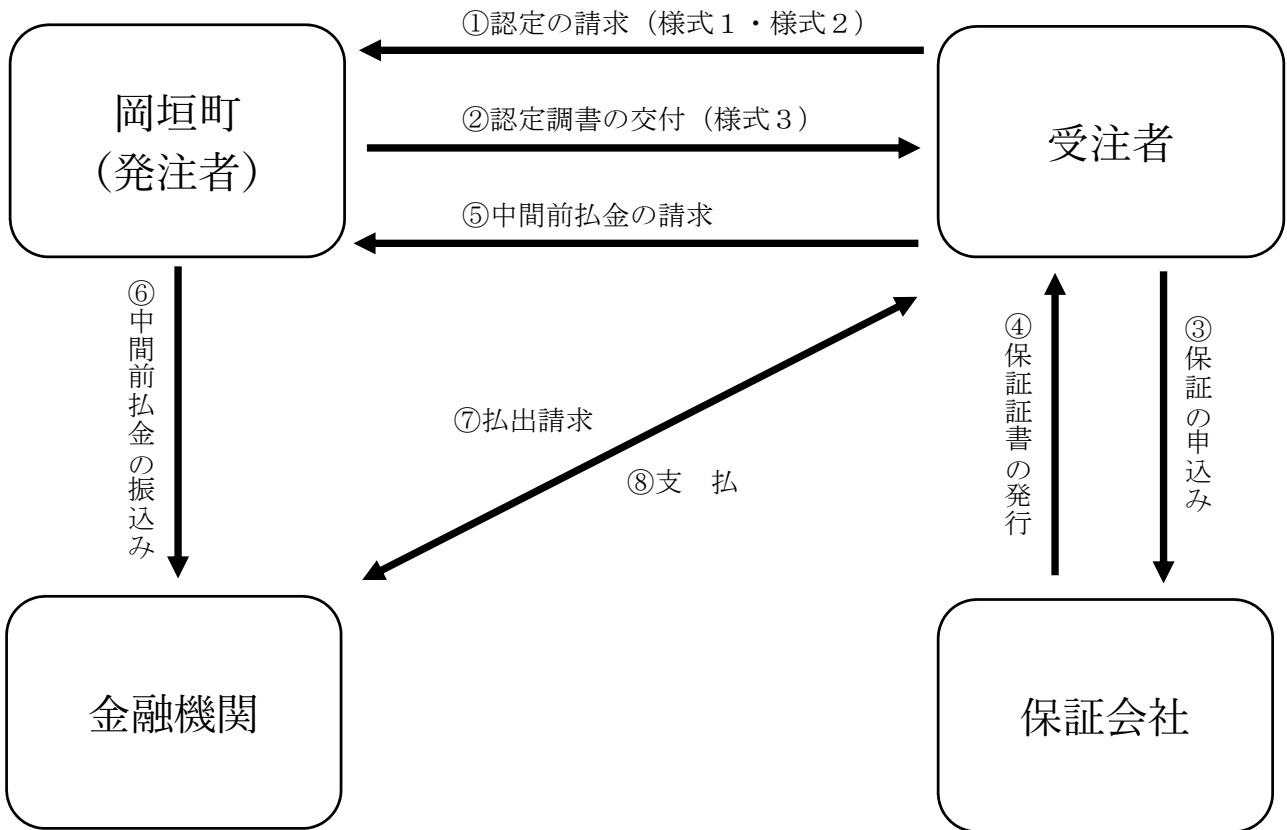


～ 中間前払金の支払までの流れ ～



【 工期及び出来高が2分の1以上経過したとき 】

① 認定の請求 (受注者 → 発注者)

「認定請求書 (様式第1号)」及び「工事履行報告書 (様式第2号)」を提出

② 認定調書の交付 (発注者 → 受注者)

工事履行報告書等に基づき調査し、認定条件を具備している場合、「認定調書 (様式第3号)」を交付

③ 保証の申込み (受注者 → 保証会社)

交付された認定調書を添えて、保証会社に中間前払金保証の申込

④ 保証証書の発行 (保証会社 → 受注者)

保証会社から「中間前払金保証証書」が発行

⑤ 中間前払金の請求 (受注者 → 発注者)

「中間前払金保証証書」、「中間前払金交付願」、「認定調書」の写し及び町の「請求書」を提出

⑥ 中間前払金の振込み (発注者 → 金融機関)

受注者の金融機関に、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を振込み

⑦ 払出請求 (受注者 → 金融機関)

金融機関へ中間前払金の払出請求

⑧ 支払 (金融機関 → 受注者)

金融機関より中間前払金が支払